

徳島県企業管理規程第七号

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

徳島県企業局電気工作物保安規程（昭和十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「巡視、点検及び検査」を「巡視、点検、検査及び情報セキュリティの確保」に改める。

「第四章 電気工作物の巡視、点検及び検査」を「第四章 電気工作物の巡視、点検、検査及び情報セキュリティの確保」に改める。

第十一条の見出し中「検査の実施」の下に「並びに情報セキュリティの確保」を加え、同条第一項中「巡視、点検及び検査を行うものとする。」を「巡視、点検、検査及び情報セキュリティの確保を行うものとする。」に改め、同条に次の一号を加える。

四 情報セキュリティの確保

電気工作物の保安を確保するため、局長が別に定めるところにより、情報セキュリティの確保のための適切な処置を講ずる。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。